

議案第9号関連資料

明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(案)の概要

1 改正理由

国家公務員の取扱いに準じ、管理職の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給する管理職員特別勤務手当を新設するとともに、平成27年1月に抑制された昇給号数を若年層の一般職の職員を中心に復元するほか、所要の整備を図ることにつき、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正内容

(1) 管理職員特別勤務手当の新設

管理職の職員が災害対応等により時間外勤務や休日勤務をした場合、これまで本市独自の取扱いとして、毎月の支給額に上限がある管理職手当の加給を行っていました。このたび、新型コロナ対応のため休日勤務を行っている状況、近年の水防活動の増加及び県内他市や中核市の支給状況を踏まえ、より職責、勤務実績に応じた手当支給とするため、管理職手当の加給に替えて、国家公務員の取扱いに準じ、管理職員特別勤務手当を新設します。

現行(管理職手当の加給)		改正(管理職員特別勤務手当)		
時額3,471円。 ※ただし、1月当たりの上限あり。		勤務一回につき支給。(上限額なし) ※平日は午前0時から午前5時の勤務。		
区分	1月当たりの上限額	区分	週休日・休日 ()は6時間超	平日深夜
局長級	325円(0.1時間分)	局部長級	8,500円 (12,750円)	4,300円
部長級	5,725円(1.7時間分)	室次長級	7,000円 (10,500円)	3,500円
室次長級	19,725円(5.7時間分)	課長級	6,000円 (9,000円)	3,000円
課長級	28,250円(8.1時間分)			

(2) 平成27年1月に抑制された昇給号数の復元

平成26年人事院勧告に基づく給与制度の総合的見直し（給料月額を平均△2%減額）の一環として実施した、平成27年1月分の昇給抑制（全職員△1号給）について、国家公務員の取扱いに準じ、若年層の一般職の職員を中心に復元します。

復元の内容	対象者数	所要額
令和3年4月1日時点で38歳未満の職員について、昇給抑制を復元します。	約300人	約1,100万円

(3) 中学校1年生への35人学級の導入に伴う規定整備

明石市立学校職員の給与等に関する条例を適用する職員に、中学校1年生への35人学級の導入に伴い市が採用する中学校の教諭又は講師を追加します。

(4) その他

上記改正に伴う規定整備等

3 改正する条例

- (1) 明石市職員の給与に関する条例
- (2) 明石市立学校職員の給与等に関する条例
- (3) 明石市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (4) 公益的法人等への明石市職員の派遣等に関する条例
- (5) 明石市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例
- (6) 明石市会計年度任用職員の給与等に関する条例
- (7) 明石市職員の特殊勤務手当に関する条例

4 施行期日

令和3年4月1日